

施策 ⑭障害のある子どもへの支援

元気発進!子どもプランの実績・成果

障害のある子どもの療育および医療の取り組みの中核を担っている総合療育センターについては、老朽化等の課題に対応するとともに、障害のある子どもが安心して生活できる社会環境づくりを進めるため、建て替えを行うこととし、基本設計等本格的な取り組みに着手しました。

幼稚園や保育所等では、障害のある子どもの受け入れを行うとともに、総合療育センターなど専門スタッフによる支援など関係機関と連携しながら保育内容の充実を図りました。あわせて、関係者が情報共有を図るなど幼稚園、保育所等から小学校、特別支援学校への円滑な引き継ぎにも努めました。

放課後の居場所では、特別支援学級等も対象とした「放課後等デイサービス」を開始し、障害のある子どもが放課後の時間を安全に過ごせる場や、日常生活の基本動作を習得するための訓練、さまざまな余暇活動を体験する機会等を提供しました。放課後児童クラブでは、障害のある子どもを受け入れるクラブに対して、専門的見地から助言等を行う巡回カウンセラーの派遣を行うとともに、指導員向け研修を充実し、資質向上に努めた結果、障害のある子どもに対する理解が進み、受け入れが促進されています。

また、ライフステージを通じた一貫した相談支援体制の充実を図るため、「障害者基幹相談支援センター」を中心として、区役所の相談窓口である「高齢者・障害者相談コーナー」や「障害者しごとサポートセンター」「総合療育センター地域支援室」などの専門相談機関との連携の強化を図ってきました。

発達障害についても、「発達障害者支援センター『つばさ』」などの専門相談機関を中心に、市民の理解を促進し、保護者による適切な対応を支援する取り組みを進めています。

このように、子どもの状態に応じた適切な支援を行うなど、障害のある子どもたちの成長と自立を支援する取り組みの充実に努めてきました。

現状と課題

(ア) 障害のある子どもの早期発見

現状 幼稚園や保育所等において、発達障害の兆候に気付いても、保護者が受容できなかったり、専門機関に行くことへの抵抗感を抱いたりするケースが多くなっています。また、保護者が子どもの障害の可能性に気づいてから、診断までの間に抱く不安感の軽減や精神的なケアが必要であり、身近なところで気軽に相談できる体制の充実が望まれています。

- 課題**
- 医療と福祉の連携や、乳幼児の健診内容などにより、発達障害の早期発見の精度の向上を図る必要があります。
 - 幼稚園や保育所等と障害福祉の専門機関との連携を図るとともに、保護者の障害受容への支援や身近で気軽に相談できる窓口が必要です。

(イ) 総合療育センターの役割

現状 総合療育センターでの発達障害に係る新患数は、増加傾向にあります。また、重度の障害のある子どもの数は、ほぼ横ばい状況です。総合療育センターの専門性を生かし、障害のある子どもを支援する中核施設として、さらなる強化が求められています。

- 課題**
- 総合療育センターの再整備にあわせ、医師や専門スタッフの確保および在宅や幼稚園・保育所等への支援の充実を図るなど、総合療育センターの機能強化について検討が必要です。

(ウ) 小学校就学前の支援

現状 幼稚園や保育所等において、障害のある子どもの受入数は少しずつ増えてきていますが、保育士などが個々の障害特性や多様性への対応に苦慮している実態があり、さらなる対応の充実が望まれています。また、障害児通所支援は在園時間が短く、保護者が長時間就労する場合は利用することが難しい状況となっています。

- 課題**
- 幼稚園、保育所等で就学前の障害のある子どもを受け入れるため、総合療育センターなどの専門スタッフによる支援や関係施設間の連携強化が必要です。
 - また、障害児通所支援での通園時間終了後の対応についても検討が必要です。

(エ) 小学校等入学時の支援

現状 小学校等入学に際して、幼稚園幼児指導要録や保育所児童保育要録の送付などにより、幼稚園、保育所等から小学校等への情報伝達を行っています。しかし、就学相談を受けない場合などには、言葉や行動など発達についての詳細な情報伝達が十分でないことがあります。発達について気になる子どもについては、就学前教育から小学校教育への円滑な接続を図るため、幼稚園、保育所等と小学校のさらなる連携が求められています。

- 課題**
- 小学校等入学時に限らず、支援のあり方や、より効果的な情報のつなぎ方の検討が必要です。

(オ) 学齢期等の支援

現状 放課後等デイサービスでは、障害のある子どもに対し訓練や社会との交流を促進することから、利用者が増加しています。障害のある子どもの放課後などの余暇活動の場としても、放課後等デイサービスが活用されており保護者の就労支援やレスパイト(一時的休息)の対応に生かされています。また、特別支援学級や通常の学級の障害のある子どもで、集団生活に適應できる子どもは、放課後児童クラブでの受け入れを促進しています。

- 課題**
- 放課後等デイサービスでは、障害特性に応じた支援の充実を図る必要があります。
 - 放課後児童クラブにおいて、障害のある子どもの受け入れを促進する必要があります。

(カ) ライフステージ(年代別の生活状況)を通じた相談支援

現状 「障害者基幹相談支援センター」や「高齢者・障害者相談コーナー」「子ども総合センター」など障害に関する多くの相談支援機関はありますが、障害の種類・程度、年齢、受けようとする福祉サービスの内容等によって、相談する機関が異なる場合があります。市民にとって分かりづらい状況になっています。また、ライフステージが変わる際の情報の引き継ぎや共有化など、関連機関のさらなる連携の充実が望まれています。

- 課題**
- ライフステージが変わっても、引き続き、保護者の悩みや不安感の解消等に関する相談ができるよう、障害者基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制を広く市民に周知することが必要です。

(キ) 卒業後の地域生活に向けた支援

現状 特別支援学校高等部や高等学校では、生徒が卒業後に地域で自立した生活が送れるよう、企業実習などの就労支援に取り組んでいますが、障害のある生徒を受け入れる企業が依然として少ない状況です。また、発達障害については、障害特性が分かりにくく、特に意思疎通が難しいなどの課題があるため、企業への就職が厳しい状況となっています。

- 課題**
- 教育・福祉から雇用への移行を促進するため、障害のある生徒が卒業後、一般企業等に就職できるよう、関係機関の密接な連携のもと、支援を強化することが必要です。

(ク) 重度の障害のある子どもへの支援

現状 重度の障害のある子どもの数は、ほぼ横ばい状況ではありますが、障害の特性に応じたサービスの充実が求められています。特に、医療的ケアの必要な重症心身障害児の支援については、施設入所、通所、ショートステイなどのサービスの充足が求められています。

- 課題**
- 総合療育センターの再整備に合わせ、重症心身障害児が利用できるサービスの強化・充実を図ることが必要です。

(ケ) 発達障害のある子どもに対する支援

現状 発達障害のある子どもは、コミュニケーションの困難さなどさまざまな特性があり、周囲から理解されづらいため、生きづらさを抱えながら生活しています。また、発達障害のある子どもの相談支援機関である発達障害者支援センター「つばさ」は設置以降、相談者が増加傾向で推移しています。

- 課題**
- ライフステージを通じた、乳幼児期から成人期までの一貫した支援を円滑に行うための検討が必要です。
 - 発達障害に関する研修・啓発や、市民の理解を促進することが必要です。
 - 発達障害のある子どもやその家族の支援など、発達障害者支援センター「つばさ」の相談体制の充実を図ることが必要です。

施策の方向性・柱

『障害のある子どもが安心して生活できる社会環境づくり』

① 障害のある子どもの早期発見と相談・支援体制の強化

障害のある子どもに早い時期から適切に関わるとともに、障害のある子どもも、ない子どもも、共に育ち生活できるまちづくりを推進します。

また、早期発見の取り組みを強化すると同時に、相談支援機関の連携強化など、必要な相談・支援ができる体制を確保します。

② 保育所等での障害のある子どもの受け入れや保育内容の充実と、小学校等入学時の情報伝達の強化

障害のある子どもへの支援は、通所施設での専門的療育訓練や医療機関での治療だけでなく、さまざまな集団生活の場における療育支援も必要です。このため、幼稚園、保育所等においても関係機関との連携により、障害児の受け入れや保育内容の充実を図ります。

また、小学校等入学時に幼稚園、保育所等から円滑な接続ができるように、小学校等との連携の強化を図ります。

③ 障害のある子どもの放課後対策の充実

障害のある子どもの放課後や長期休暇等の居場所の充実を図るとともに、障害のある子どもの地域での受け入れを促進します。

④ ライフステージを通じた相談支援体制の強化とレスパイトなど保護者の負担軽減の充実

障害のある子どものライフステージを通じた相談支援体制を整備するとともに、「気になる」段階から気軽に相談できる、利用しやすい身近な相談窓口を整備します。

また、家族を支援する観点から、障害のある子どもの特性に合わせた養育支援やきょうだい児の心理的ケア、レスパイト(一時的休息)の確保など保護者の負担軽減を図ります。

⑤ 重度の障害のある子どもへの支援の強化

重度の障害があっても、地域で安心して暮らせるよう、障害のある子どもの特性に応じた支援を強化します。特に、重症心身障害児が利用できるショートステイや通所などの福祉サービスの充実を図るとともに、入所施設においては、障害のある子どもの特性に応じた支援の強化を図ります。

⑥ 発達障害のある子どもへの支援の充実

発達障害のある子どもへの支援の充実を図るため、子どもの個々の特性や関わり方、支援のポイントなどの情報を支援機関に伝達できるサポートファイル「りあん」を活用し、乳幼児期から成人期まで一貫した支援が可能となる仕組みづくりを行います。

また、発達障害児(者)支援の中核機関である「発達障害者支援センター『つばさ』」の相談支援体制の一層の充実を図ります。

成果の指標【目標】

1 専門相談機関・施設等に相談する割合

【23年度:42.8%▶増加】

2 相談する相手がない人の割合

【23年度:0.5%▶維持】



参考データ

● 身体障害者手帳交付件数(18歳未満:等級別)(平成25年度末)

等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
件数	412件	187件	114件	65件	24件	37件	839件

● 身体障害者手帳交付件数(18歳未満:障害別)(平成25年度末)

種別	視覚障害	聴覚障害	言語障害	肢体不自由	内部障害	計
件数	19件	136件	3件	490件	191件	839件

● 療育手帳交付件数(18歳未満)(平成25年度末)

程度	A(重度)	B(中・軽度)	計
件数	566件	1,391件	1,957件

● 悩みや不安の相談相手の割合

相談者	割合
行政や民間の相談窓口	3.9%
施設や医療機関の職員	38.9%
友人・知人	19.2%
家族	71.9%
相談できる人がいない	0.5%

資料:北九州市障害児・者実態調査(平成23年度)
注:障害児分のみ(複数回答)

● 障害児通所支援(平成25年度末)

区分	施設数等
児童発達支援センター	7施設(定員270名)
児童発達支援事業	14事業所(定員145名)
放課後等デイサービス	33事業所(定員340名)
保育所等訪問支援	3事業所

● 障害児入所支援(平成25年度末)

区分	施設名(定員)
福祉型障害児入所施設	小池学園(定員60名)／あすなる学園(定員30名)
医療型障害児入所施設	総合療育センター(定員80名)

● 発達障害者支援センター「つばさ」の相談状況

年度	実人員	件数
平成23年度	1,087人	3,495件
平成24年度	1,069人	3,146件
平成25年度	1,103人	3,262件

● 保育所での障害のある子どもの受け入れ数

年度	障害児受入保育所数	受入障害児数
平成23年度	99施設	256人
平成24年度	89施設	220人
平成25年度	99施設	233人

● 放課後等デイサービスの利用実績

年度	利用者数
平成24年度	207人
平成25年度	418人

● 放課後児童クラブでの障害のある子どもの受け入れ数(4月1日現在)

年度	人数	クラブ数
平成24年度	245人	112クラブ
平成25年度	283人	123クラブ

具体的な取り組み

① 障害のある子どもの早期発見と相談・支援体制の強化

No.	事業名 [担当課]	事業概要
再掲 11	生後4か月までの 乳児家庭全戸訪問事業 〈のびのび赤ちゃん訪問事業〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	<p>生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。また、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけるなど、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。</p> <p>【乳児家庭全戸訪問の訪問率】 25年度:88.9%▶31年度:100%</p>
再掲 10	わいわい子育て支援事業 〈すくすく子育て支援事業〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	<p>心身の発達が気になる乳幼児について、医師・臨床心理士・保育士等がチームで相談に応じ、発達障害等を早期に発見し、乳幼児の健やかな発達を支援します。</p> <p>【相談実施回数】 25年度:104回▶31年度:108回</p>
再掲 156 拡充	障害児保育の充実 〈特別保育事業補助〉 [子ども家庭局・保育課]	<p>障害のある子どもの福祉の向上と、保護者の就労等を支援するため、保育を必要とする統合保育が可能な障害のある子どもについて、全保育所で受け入れを行います。</p> <p>加えて、一時・延長保育を実施している保育所では、在宅障害児(中・軽度)の一時保育、在園障害児の延長保育も行います。</p> <p>また、関係機関の協力のもと、統合保育の可能な重度の障害のある子どもを直営保育所で受け入れます。</p>

No.	事業名 [担当課]	事業概要
再掲 166 拡充	親子通園事業 [子ども家庭局・保育課]	<p>発達の気になる子どもを保護者と共に受け入れる「親子通園クラス」を直営保育所で運営し、保育所での遊びや体験、相談を通じて継続的に支援します。</p> <p>また、保健・医療・福祉・教育の関係機関と連携しながら、児童の幼稚園、保育所などへの移行を含めた伴走型支援を行います。</p> <p>【実利用組数】 25年度:37組▶31年度:50組</p>
再掲 158	専門機関との連携による保育所での 発達障害児支援の充実 [子ども家庭局・保育課]	<p>保育所における対応のあり方、専門機関との役割分担、保護者への支援のあり方等について検討を深め、個別の支援計画を作成し、障害児とその保護者支援の充実を図ります。</p> <p>また、保育所職員の資質向上のため研修、施設見学、実習などを行います。</p> <p>【実施施設数】 26年度:全ての保育所▶現状維持</p>
264 拡充	総合療育センターの機能の強化 [保健福祉局・障害福祉課]	<p>総合療育センターの建て替えを行うとともに、医師をはじめ臨床心理士など専門スタッフの充実等を図ります。また、西部分所を開設し、市西部地区の障害のある子どもの支援を行います。</p>

No.	事業名 [担当課]	事業概要
再掲 296	医療機関との連携強化 [保健福祉局・障害福祉課]	発達障害者支援センター「つばさ」で開催している発達障害関連の研修会への参加を医療従事者に呼びかけたり、医療従事者向けのリーフレットを配布することで、発達障害に関する理解を促進します。
再掲 282 拡充	北九州市障害者基幹相談支援センターの運営 [保健福祉局・障害福祉課]	障害者相談支援事業を実施する「障害者基幹相談支援センター」において、よろず相談窓口として家庭訪問を含む相談支援を行います。あわせて障害者虐待防止センターの機能を持たせ、虐待に関する通報の受理や養護者への指導・啓発などを行います。 【相談件数】 25年度：23,484件▶現状維持
265	おもちゃライブラリーの運営 [保健福祉局・障害福祉課]	障害児の障害程度・種別に応じ、療育と教育の一環として、おもちゃを通じた身体的・精神的発達を促すため、おもちゃの貸出、研究および相談を行います。 【おもちゃの貸出点数】 25年度：384点▶現状維持

No.	事業名 [担当課]	事業概要
266	特別支援教育を推進する全市的な相談支援体制の整備 [教育委員会・特別支援教育課]	幼稚園、小・中・特別支援学校、特別支援教育相談センターおよび関係機関が、機能を生かした相談支援を行います。 ○全ての市立学校・園において、校内支援体制（特別支援教育コーディネーターの指名等）を整備し、障害のある幼児・児童・生徒に適切な指導や必要な支援を実施 ○教職員に対して、指導内容や方法、校内体制づくりについて指導助言する「巡回相談」の実施 ○本人・保護者や教職員からの相談に対応する「教育相談」の実施 ○就学について本人・保護者からの相談に対応する「就学相談」の実施 など 【特別支援教育センターまたは、特別支援学校のセンター的機能を活用した相談支援の実施校数】 25年度：169校・園▶30年度：201校・園
267 拡充	特別支援教育を行う場の整備 [教育委員会・企画課] [教育委員会・施設課] [教育委員会・学事課] [教育委員会・特別支援教育課]	幼児・児童・生徒の障害の状況や地域的な設置状況等を踏まえながら、特別支援教育を行う場の整備を行います。 ○特別支援学校の検討および整備 ○特別支援学級の設置 ○通級指導教室の設置
268 拡充	特別支援教育を推進する人の配置 [教育委員会・特別支援教育課] [教育委員会・教職員課]	市立幼稚園・小・中学校において、障害のある幼児・児童・生徒の適切な指導・必要な支援の充実を図るため、特別支援教育支援員の配置や外部人材の活用を行います。 ○特別支援教育支援員 ・特別支援教育補助 ・特別支援学級補助 ・特別支援教育ヘルパー（スクールヘルパー） ・特別支援教育介助員 ○医療・労働などの専門家

No.	事業名 [担当課]	事業概要
269	特別支援教育の理解啓発 [教育委員会・特別支援教育課]	保護者や市民、関係機関などに、障害のある子どもたちや特別支援教育について理解啓発を行います。 ○啓発資料作成と配布、ホームページの内容充実 ○特別支援教育講演会 ○公開講座(特別支援学校のセンター的機能) ○特別支援学級合同スポーツ大会(小・中学校) など
270	育成医療の給付 〈母子公費負担医療費助成〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	障害の重症化を抑制するとともに、経済的負担を軽減するため、肢体不自由、視覚・聴覚・音声・言語・そしゃく機能障害、または心臓・肝臓・腎臓・小腸、免疫機能またはその他の内臓の機能障害がある児童で、確実な治療効果が期待される場合に、指定医療機関において受けた治療費を助成します。
271	在宅障害児支援の充実 [保健福祉局・障害福祉課]	在宅の障害児の生活を支えるため、専門スタッフによる家庭訪問や外来相談を行います。また、総合療育センター等の専門施設が児童発達支援センター等と連携を図り、在宅障害児に専門的な支援を行う体制の充実を図ります。
272	障害児通所支援の機能強化 [保健福祉局・障害福祉課]	障害児および保護者のニーズに対応するため、障害児通所支援における各事業(児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス)の充実を図ります。
273	障害児入所支援の機能強化 [保健福祉局・障害福祉課]	障害児入所施設における居住環境の改善を図り、小規模グループケアや地域での支援の提供など、入所施設の充実を図ります。

② 保育所等での障害のある子どもの受け入れや保育内容の充実と、小学校等入学時の情報伝達の強化

No.	事業名 [担当課]	事業概要
再掲 266	特別支援教育を推進する全市的な相談支援体制の整備 [教育委員会・特別支援教育課]	幼稚園、小・中・特別支援学校、特別支援教育相談センターおよび関係機関が、機能を生かした相談支援を行います。 ○全ての市立学校・園において、校内支援体制(特別支援教育コーディネーターの指名等)を整備し、障害のある幼児・児童・生徒に適切な指導や必要な支援を実施 ○教職員に対して、指導内容や方法、校内体制づくりについて指導助言する「巡回相談」の実施 ○本人・保護者や教職員からの相談に対応する「教育相談」の実施 ○就学について本人・保護者からの相談に対応する「就学相談」の実施 など 【特別支援教育センターまたは、特別支援学校のセンター的機能を活用した相談支援の実施校数】 25年度:169校・園▶30年度:201校・園
再掲 156 拡充	障害児保育の充実 〈特別保育事業補助〉 [子ども家庭局・保育課]	障害のある子どもの福祉の向上と、保護者の就労等を支援するため、保育を必要とする統合保育が可能な障害のある子どもについて、全保育所で受け入れを行います。 加えて、一時・延長保育を実施している保育所では、在宅障害児(中・軽度)の一時保育、在園障害児の延長保育も行います。 また、関係機関の協力のもと、統合保育の可能な重度の障害のある子どもを直営保育所で受け入れます。

No.	事業名 [担当課]	事業概要
再掲 157	幼稚園・保育所等から小学校・特別支援学校への連絡体制・情報共有機能の強化 [子ども家庭局・子ども家庭政策課] [子ども家庭局・保育課] [教育委員会・特別支援教育課] [保健福祉局・障害福祉課]	<p>特別な支援を要する児童が小学校や特別支援学校に入学する際、幼稚園・保育所等や障害児施設から必要な情報が引き継がれるよう、相互の連絡体制の確保や情報共有機能の強化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個別の教育支援計画等の効果的な活用 ○特別な支援が必要な幼児・児童についてのケース会議の実施 ○就学に向けた入学予定児童の引き継ぎ資料等の作成 など
再掲 153 拡充	一時保育事業 (特別保育事業補助) [子ども家庭局・保育課]	<p>保護者のパート就労や冠婚葬祭、育児リフレッシュ等の理由により、一時的に家庭での保育が困難となる児童を保育所において保育します。</p> <p style="text-align: center;">【実施施設数】 26年度:71施設▶31年度:86施設</p>
再掲 271	在宅障害児支援の充実 [保健福祉局・障害福祉課]	<p>在宅の障害児の生活を支えるため、専門スタッフによる家庭訪問や外来相談を行います。また、総合療育センター等の専門施設が児童発達支援センター等と連携を図り、在宅障害児に専門的な支援を行う体制の充実を図ります。</p>

No.	事業名 [担当課]	事業概要
再掲 271	在宅障害児支援の充実 [保健福祉局・障害福祉課]	<p>在宅の障害児の生活を支えるため、専門スタッフによる家庭訪問や外来相談を行います。また、総合療育センター等の専門施設が児童発達支援センター等と連携を図り、在宅障害児に専門的な支援を行う体制の充実を図ります。</p>
再掲 177	放課後児童クラブの運営体制の充実 [子ども家庭局・子育て支援課]	<p>障害のある児童等への対応が適切に行えるよう、体系的な研修制度の整備や、巡回カウンセラーの派遣などにより、放課後児童支援員等の資質向上を図ります。</p> <p>また、放課後児童クラブアドバイザーの派遣を通じて、障害のある児童への対応等で、クラブと学校等との相互の関係づくりを促進します。</p> <p>運営委員を対象とした運営事務の専門研修の実施や個別課題への対応を支援する巡回相談を行い、運営体制の充実に努めます。</p>
275	小学生ふうせんバレーボール大会 [保健福祉局・障害福祉課]	<p>障害のある小学生と障害のない小学生で構成されたチームによる「小学生ふうせんバレーボール大会」を開催し、障害のある子どもの社会参加の促進および心のバリアフリーの推進を図ります。</p> <p style="text-align: center;">【大会参加者数】 25年度:337人▶現状維持</p>

③ 障害のある子どもの放課後対策の充実

No.	事業名 [担当課]	事業概要
274	放課後等デイサービスの充実 [保健福祉局・障害福祉課]	<p>授業終了後または夏休み等の休業日に、生活向上のための必要な訓練、その他必要な支援を行います。</p>

④ ライフステージを通じた相談支援体制の強化とレスパイトなど保護者の負担軽減の充実

No.	事業名 [担当課]	事業概要
再掲 293	発達障害者支援センターの充実 [保健福祉局・障害福祉課]	発達障害者支援センターが市内全域の発達障害児(者)およびその家族への相談支援を効果的に実施していくため、体制・機能の整備を行います。
276	障害児(者)を対象としたショートステイ事業 [保健福祉局・障害福祉課]	介護者の病気や冠婚葬祭などにより、一時的に介護等支援が受けられなくなった在宅の障害児(者)を、短期間、施設で預かり(宿泊型・日帰り型)、必要な介護等を行います。
再掲 59	子ども総合センターの運営 [子ども家庭局・子ども総合センター]	児童福祉法に基づく児童福祉の専門的行政機関として、子どもに関する相談の受付、助言や指導、心理判定、障害の判定、一時保護など児童相談所業務を行います。 また、児童虐待、非行、不登校などのさまざまな課題、悩みを抱える子どもや保護者を支援するため、カウンセリングやケースワーク、関係機関との調整・連携等に取り組みます。
277	北九州障害者しごとサポートセンターの充実 [保健福祉局・障害福祉課]	障害のある子どもたちが地域でいきいきと自立した生活を送れるよう、障害者しごとサポートセンターを拠点として、学校等の教育機関やハローワーク等の関係機関との連携を強化するとともに、きめ細かな就労支援を行い、就職を促進します。

No.	事業名 [担当課]	事業概要
278	北九州市障害者自立支援協議会の運営 [保健福祉局・障害福祉課]	保健・医療・福祉・教育・雇用の関係機関によるネットワークを構築し、機関相互の連携を図ることで障害児(者)の地域生活を支援します。
279	高齢者・障害者相談コーナーの運営 [保健福祉局・障害福祉課]	障害者や高齢者の状況に応じた総合的なサービスを提供するため、各区役所において、健康づくりから介護サービスまであらゆる相談を受け付けます。
280	ホームヘルプサービス事業 [保健福祉局・障害福祉課]	ホームヘルパーの派遣を希望する在宅の障害児(者)に対し、支給時間(利用できる時間数)を決定し、これに基づき、障害児(者)は事業者から身体介護や家事援助等のサービス提供を受けます。
281	障害児の長期休暇対策 [保健福祉局・障害福祉課]	障害のある子どもの健全な育成とその家族の介護負担軽減を図るため、障害のある子どもの長期休暇の過ごし方について、活動の場や各種プログラムを提供します。 【参加者数】 25年度:302人▶増加
282 拡充	北九州市障害者基幹相談支援センターの運営 [保健福祉局・障害福祉課]	障害者相談支援事業を実施する「障害者基幹相談支援センター」において、よろず相談窓口として家庭訪問を含む相談支援を行います。あわせて障害者虐待防止センターの機能を持たせ、虐待に関する通報の受理や養護者への指導・啓発などを行います。 【相談件数】 25年度:23,484件▶現状維持

No.	事業名 [担当課]	事業概要
283	機能回復訓練事業 [保健福祉局・障害福祉センター]	言語・聴覚障害児の障害を軽減し、在宅生活を支え、自立と社会参加を促進するため、言語聴覚士が個別または集団で相談・指導・訓練やコミュニケーションに関する専門的な情報提供等の支援を行います。
284 新規	特別支援学校における就労支援事業 [教育委員会・特別支援教育課]	障害のある幼児・児童・生徒の自立と社会参加に向けた主体的な取り組みを支援し、進路指導の充実を図ります。また、高等部卒業生の社会参加や職業的な自立を推進します。 ○生徒に対する指導や教員支援のための企業関係者等の派遣 ○就労支援コーディネーター等による実習先や就労先となり得る企業の開拓 ○進路指導担当者を主とした、就労支援ネットワーク構築や労働関係機関等との連携
再掲 266	特別支援教育を推進する全市的な相談支援体制の整備 [教育委員会・特別支援教育課]	幼稚園、小・中・特別支援学校、特別支援教育相談センターおよび関係機関が、機能を生かした相談支援を行います。 ○全ての市立学校・園において、校内支援体制（特別支援教育コーディネーターの指名等）を整備し、障害のある幼児・児童・生徒に適切な指導や必要な支援を実施 ○教職員に対して、指導内容や方法、校内体制づくりについて指導助言する「巡回相談」の実施 ○本人・保護者や教職員からの相談に対応する「教育相談」の実施 ○就学について本人・保護者からの相談に対応する「就学相談」の実施 など 【特別支援教育センターまたは、特別支援学校のセンター的機能を活用した相談支援の実施校数】 25年度：169校・園▶30年度：201校・園

No.	事業名 [担当課]	事業概要
再掲 267 拡充	特別支援教育を行う場の整備 [教育委員会・企画課] [教育委員会・施設課] [教育委員会・学事課] [教育委員会・特別支援教育課]	幼児・児童・生徒の障害の状況や地域的な設置状況等を踏まえながら、特別支援教育を行う場の整備を行います。 ○特別支援学校の検討および整備 ○特別支援学級の設置 ○通級指導教室の設置
再掲 268 拡充	特別支援教育を推進する人の配置 [教育委員会・特別支援教育課] [教育委員会・教職員課]	市立幼稚園・小・中学校において、障害のある幼児・児童・生徒の適切な指導・必要な支援の充実を図るため、特別支援教育支援員の配置や外部人材の活用を行います。 ○特別支援教育支援員 ・特別支援教育補助 ・特別支援学級補助 ・特別支援教育ヘルパー（スクールヘルパー） ・特別支援教育介助員 ○医療・労働などの専門家
再掲 269	特別支援教育の理解啓発 [教育委員会・特別支援教育課]	保護者や市民、関係機関などに、障害のある子どもたちや特別支援教育について理解啓発を行います。 ○啓発資料作成と配布、ホームページの内容充実 ○特別支援教育講演会 ○公開講座（特別支援学校のセンター的機能） ○特別支援学級合同スポーツ大会（小・中学校） など

⑤ 重度の障害のある子どもへの支援の強化

No.	事業名 [担当課]	事業概要
再掲 264 拡充	総合療育センターの機能の強化 [保健福祉局・障害福祉課]	総合療育センターの建て替えを行うとともに、医師をはじめ臨床心理士など専門スタッフの充実等を図ります。また、西部分所を開設し、市西部地区の障害のある子どもの支援を行います。

No.	事業名 [担当課]	事業概要
再掲 156 拡充	障害児保育の充実 〈特別保育事業補助〉 [子ども家庭局・保育課]	<p>障害のある子どもの福祉の向上と、保護者の就労等を支援するため、保育を必要とする統合保育が可能な障害のある子どもについて、全保育所で受け入れを行います。</p> <p>加えて、一時・延長保育を実施している保育所では、在宅障害児(中・軽度)の一時保育、在園障害児の延長保育も行います。</p> <p>また、関係機関の協力のもと、統合保育の可能な重度の障害のある子どもを直営保育所で受け入れます。</p>
285	小池学園居住環境改善事業 [保健福祉局・障害福祉課]	<p>重度の障害のある子どもへの支援の強化のため、小池学園の建て替えを促進します。</p> <p>建て替えにあたっては、現指定管理者への譲渡を前提とした上で、市が策定した基本計画に基づき、現指定管理者が設計、工事を行うこととし、市はこれを支援します。</p>
再掲 276	障害児(者)を対象としたショートステイ事業 [保健福祉局・障害福祉課]	<p>介護者の病気や冠婚葬祭などにより、一時的に介護等支援が受けられなくなった在宅の障害児(者)を、短期間、施設で預かり(宿泊型・日帰り型)、必要な介護等を行います。</p>
再掲 282 拡充	北九州市障害者基幹相談支援センターの運営 [保健福祉局・障害福祉課]	<p>障害者相談支援事業を実施する「障害者基幹相談支援センター」において、よろず相談窓口として家庭訪問を含む相談支援を行います。あわせて障害者虐待防止センターの機能を持たせ、虐待に関する通報の受理や養護者への指導・啓発などを行います。</p> <p style="text-align: center;">【相談件数】 25年度:23,484件▶現状維持</p>

No.	事業名 [担当課]	事業概要
再掲 280	ホームヘルプサービス事業 [保健福祉局・障害福祉課]	<p>ホームヘルパーの派遣を希望する在宅の障害児(者)に対し、支給時間(利用できる時間数)を決定し、これに基づき、障害児(者)は事業者から身体介護や家事援助等のサービス提供を受けます。</p>
286	日常生活用具給付等事業 [保健福祉局・障害福祉課]	<p>自力で日常生活を営むことに著しく支障のある在宅重度障害児(者)に対し、スタマ用具等の日常生活用具を給付、または貸与することで日常生活の便宜を図ります。</p>
287	補装具費の支給 [保健福祉局・障害福祉課]	<p>身体障害児(者)の日常生活や社会生活の向上を図るために、失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うための用具(補装具)の交付および修理を行います。</p> <p style="text-align: center;">【年間支給件数】 25年度:3,255件▶現状維持</p>
288	移動支援事業 [保健福祉局・障害福祉課]	<p>屋外での移動に困難のある障害児(者)が公的機関等の外出および余暇活動等の社会参加のための外出をする場合に、ヘルパーを派遣して移動の支援を行うことで、移動の手段を確保し、障害児(者)の自立や社会参加の促進を図ります。</p>
289	障害児福祉手当 [保健福祉局・障害福祉課]	<p>日常生活において、常時介護を必要とする20歳未満の在宅の重度の障害のある子どもに対し、その障害によって生じる特別な負担の軽減を図ることを目的として手当を支給します。</p>
290	特別児童扶養手当 [保健福祉局・障害福祉課]	<p>精神または身体に障害(重度・中度)のある20歳未満の子どもを扶養している父母等に手当を支給します。</p>

No.	事業名 [担当課]	事業概要
291	重度障害者医療費支給制度 [保健福祉局・障害福祉課]	重度の障害のある子どもの健康の保持および福祉の増進を図るため、保険診療による医療費の自己負担額を助成します。
292	重度障害者タクシー乗車運賃助成事業 [保健福祉局・障害福祉課]	在宅の重度障害児(者)の社会参加の促進を図るため、タクシーの乗車運賃の一部を助成し、重度障害児(者)の外出を支援します。 【助成者数】 25年度:4,799人▶増加

⑥ 発達障害のある子どもへの支援の充実

No.	事業名 [担当課]	事業概要
再掲 10	わいわい子育て支援事業 〈すくすく子育て支援事業〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	心身の発達が気になる乳幼児について、医師・臨床心理士・保育士等がチームで相談に応じ、発達障害等を早期に発見し、乳幼児の健やかな発達を支援します。 【相談実施回数】 25年度:104回▶31年度:108回
再掲 166 拡充	親子通園事業 [子ども家庭局・保育課]	発達の気になる子どもを保護者と共に受け入れる「親子通園クラス」を直営保育所で運営し、保育所での遊びや体験、相談を通じて継続的に支援します。 また、保健・医療・福祉・教育の関係機関と連携しながら、児童の幼稚園、保育所などへの移行を含めた伴走型支援を行います。 【実利用組数】 25年度:37組▶31年度:50組

No.	事業名 [担当課]	事業概要
293	発達障害者支援センターの充実 [保健福祉局・障害福祉課]	発達障害者支援センターが市内全域の発達障害児(者)およびその家族への相談支援を効果的に実施していくため、体制・機能の整備を行います。
再掲 158	専門機関との連携による保育所での発達障害児支援の充実 [子ども家庭局・保育課]	保育所における対応のあり方、専門機関との役割分担、保護者への支援のあり方等について検討を深め、個別の支援計画を作成し、障害児とその保護者支援の充実を図ります。 また、保育所職員の資質向上のため研修、施設見学、実習などを行います。 【実施施設数】 26年度:全ての保育所▶現状維持
294	発達障害者のためのサポートファイル「りあん」の普及 [保健福祉局・障害福祉課]	発達障害の理解を促進するとともに、ライフステージにおける一貫した支援を推進するため、保護者をはじめ、学校や医療機関等に対して発達障害者のためのサポートファイル「りあん」の普及を図ります。
295	発達障害者総合支援事業 [保健福祉局・障害福祉課]	広く一般市民を対象に、発達障害に関する理解と認識が深まるようなシンポジウムを開催します。また、厚生労働省が定める「発達障害啓発週間」を広報するため、発達障害者支援センター「つばさ」や親の会等と協働してイベントを行います。

No.	事業名 [担当課]	事業概要
再掲 271	在宅障害児支援の充実 [保健福祉局・障害福祉課]	在宅の障害児の生活を支えるため、専門スタッフによる家庭訪問や外来相談を行います。また、総合療育センター等の専門施設が児童発達支援センター等と連携を図り、在宅障害児に専門的な支援を行う体制の充実を図ります。
再掲 264 拡充	総合療育センターの機能の強化 [保健福祉局・障害福祉課]	総合療育センターの建て替えを行うとともに、医師をはじめ臨床心理士など専門スタッフの充実等を図ります。また、西部分所を開設し、市西部地区の障害のある子どもの支援を行います。
296	医療機関との連携強化 [保健福祉局・障害福祉課]	発達障害者支援センター「つばさ」で開催している発達障害関連の研修会への参加を医療従事者に呼びかけたり、医療従事者向けのリーフレットを配布することで、発達障害に関する理解を促進します。

